

社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定

社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定

日本国及びオーストリア共和国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

- (a) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はオーストリア共和国をいう。
- (b) 「オーストリア」とは、オーストリア共和国をいう。
- (c) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の制度に関する日本国の法律及び規則

オーストリアについては、次条1に掲げる社会保障の各部門に関する法律、規則及び実施細則

(d) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

オーストリアについては、オーストリアの市民

(e) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の制度を管轄する政府機関

オーストリアについては、オーストリアの法令の運用を管轄する連邦大臣

(f) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる日本国の制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

オーストリアについては、問題となっている事項の対処につき適用される法令に基づいて権限を有する機関

(g) 「保険期間」とは、次の期間をいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条2(a)に規定する日本国の年金制度に関するものによる保

保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際し当該法令に基づいて考慮されるその他の期間。ただし、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

オーストリアについては、保険料納付期間又は関連する法令により保険期間と同等のものとして認められる限りにおいて保険料納付期間として取り扱われる期間

(h) 「給付」とは、一方の締約国の年金制度の下での年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

- 1 オーストリアについては、次の社会保障の各部門について適用する。ただし、この協定の適用上、次の(b)から(d)までに規定するオーストリアの制度については、第二部の規定及び第二部の規定の適用のために使用される規定のみを適用する。

- (a) 年金保険（公証人のための保険を除く。）
- (b) 疾病保険
- (c) 災害保険
- (d) 失業保険

2 日本国については、

- (a) 次の日本国の年金制度について適用する。ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含まない。

- (i) 国民年金（国民年金基金を除く。）

- (ii) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

- (b) 次の法律（その改正を含む。）により実施される日本国の医療保険制度について適用する。ただし、

この協定の適用上、第四条（1の規定を除く。）、第五条、第十三条から第十七条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十六條（8の規定を除く。）及び第二十八條2の規定は、この(b)に規定する日本

国の制度については、適用しない。

- (i) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- (ii) 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- (iii) 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
- (iv) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- (v) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）
- (vi) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- (vii) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）
- (c) 失業等給付に関する日本国の雇用保険制度について適用する。ただし、この協定の適用上、第四条（1の規定を除く。）、第五条、第六条、第七条4、第九条2、第十一条、第十三条から第十七条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十六条（8の規定を除く。）及び第二十八条2の規定は、この(c)に規定する日本国の制度については、適用しない。

3 この協定は、両締約国の法令の全ての改正についても適用する。ただし、その改正が改正前の当該法令

により規律され、又は実施されていた制度の範囲を実質的に変更しない場合に限る。

4 オーストリアについては、1に掲げる社会保障の各部門に関する法令には、オーストリアと第三国との間で締結された協定その他の国際約束を含めない。ただし、保険制度間の負担の配分に関する規定を含む場合は、この限りでない。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、次の者に適用する。

- (a) いずれか一方の締約国又は両締約国の法令の適用を受けている者又は受けたことがある者
- (b) (a)に規定する者に由来する権利を有するその他の者

第四条 待遇の平等

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の法令の適用を受けている者又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者であつて、他方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該他方の締約国の法令の適用に際し、当該他方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

2 日本国については、1の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認め

られる合算対象期間に関する日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

3 1の規定は、次のオーストリアの法令の規定には、適用しない。

(a) 社会保障の分野における機関及び連合組織の管理並びに裁判に従事する被保険者及び雇用者の参加に
関する法令

(b) 第三国との協定に起因する保険制度間の負担の配分に関する法令

(c) 兵役期間及びこれと同等のものと認められる期間の付与に関する法令（千九百三十八年三月十三日の
直前にオーストリア国民であった日本国民を除く。）

第五条 海外の受給者への給付の支払

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住すること又は当該領域
内にいないことのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の
法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、
初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を
受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規

定に影響を及ぼすものではない。

2 一方の締約国の法令による給付は、第三条に掲げる者であつて第三国の領域内に通常居住するものに対しては、当該一方の締約国の国民である場合と同一の条件で支給する。

3 1及び2の規定は、オーストリアの法令に基づく補償のための補足給付及び購買力を維持するための一回限りの支払金については、適用しない。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内で被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 この部の規定によりオーストリアの法令の対象となる者については、オーストリアの法令に基づく強制保険に加入する権利に関し、日本国の法令に基づく保険は、考慮されない。

第七条 特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている被用者が、他方の締約国の領域内で就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域から派遣され、かつ、(i)当該他方の締約国の領域内で雇用契約を締結していない場合又は(ii)当該他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合には、当該被用者については、その就労に関し、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、次のとおりとする。

(a) 第二条1(a)に規定するオーストリアの制度及び同条2(a)に規定する日本国の制度に関しては、当該被用者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(b) 第二条1(d)に規定するオーストリアの制度及び同条2(c)に規定する日本国の制度に関しては、当該被用者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(c) 第二条1(b)及び(c)に規定するオーストリアの制度並びに同条2(b)に規定する日本国の制度に関して

は、両締約国の法令を適用する。

2 1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の申請に基づき、当該被用者に対し1に規定する法令を引き続き適用することについて合意することができる。

3 1の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていた者が、その後当該雇用者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合についても、適用する。

4 自営業者としての就労について、この協定がないとしたならば両締約国の法令に基づく制度に加入することとなる一方の締約国の居住者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。その者が日本国の法令のみの適用を受けることとなる場合には、1(c)の規定を適用する。

5 この条の規定は、日本国の領域内に事業所を有する雇用者に日本国の領域内で雇用されている者又は日本国の領域内で自営業者として通常就労する者が第二条2(a)に規定する日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。

第八条 海上航行船舶又は国際運輸に従事する航空機において就労する被用者

1 一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者について、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる場合には、当該者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。この規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用に用されている場合には、当該者が当該一方の締約国の居住者でない限り、当該者については、当該他方の締約国の法令のみを適用する。

2 国際運輸に従事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に関し、当該者の雇用の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。

2 1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内で就労するために派遣される場合には、これらの者については、当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用す

る。これらの者が日本国の法令のみの適用を受けることとなる場合には、第七条1(c)の規定を適用する。

第十条 第六条から前条までの規定の例外

日本国の権限のある当局又は実施機関及びオーストリアの権限のある当局は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、雇用又は自営活動の性質及び状況を考慮し、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることができる。

第十一条 配偶者及び子

1 日本国の領域内で就労する者であつて、オーストリアに事業所を有する雇用者により日本国に派遣される者が適用を受ける第七条（4の規定を除く。）又は前条の規定によりオーストリアの法令の適用を受けるものに行方する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条2(a)(i)に規定する日本国の年金制度に関する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。

2 日本国の領域内で就労する者であつて、第七条4、第九条2又は前条の規定によりオーストリアの法令

のみの適用を受けるもの（１に規定する者を除く。）に同行する配偶者又は子については、次に掲げる日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。

(a) 第二条 2 (a) (i) に規定する日本国の年金制度に関する日本国の法令（社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たす場合に限る。）

(b) 第二条 2 (b) (iii) 及び (iv) に規定する日本国の医療保険制度に関する日本国の法令（同条 1 (b) に規定するオーストリアの法令に基づく制度に加入し、かつ、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たす場合に限る。）

第十二条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条 2 及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部 給付に関する規定

第一章 オーストリアの給付に関する規定

第十三条 通算

1 両締約国の法令による保険期間を有している者について、当該保険期間は、重複しない限りにおいて、必要があるときは、給付を受ける権利を取得するためにオーストリアにおける保険期間とみなして合算される。

2 オーストリアの法令による給付を決定するために考慮される保険期間の合計が十二箇月に満たない場合であり、かつ、当該保険期間により当該法令による給付を受ける権利がない場合には、オーストリアの法令による給付は、支給しない。

3 オーストリアの実施機関は、オーストリアの法令に従い、保険期間を合算し、及び次の規定を考慮することによって、申請者が給付を受ける権利を有するか否かを決定する。

(a) オーストリアの法令が、特別な制度の対象となる職業における保険期間又は特定の職業若しくは雇用における保険期間を満たしていることを条件として特定の給付を支給する場合には、当該特別な制度に対応する制度又はこれがないときは同一の職業若しくは同一の雇用における日本国の法令による保険期間のみを考慮する。

(b) オーストリアの法令が年金の支給期間に応じて参照期間（その期間中に保険期間が満たされなければならぬ。）を延長することを定めている場合には、日本国の法令による年金が支給されていた期間についても当該参照期間を延長する。

(c) 被用者又は自営業者として就労していた者の日本国における保険期間については、収入を伴う活動による強制保険の保険料納付期間として取り扱われる。

(d) オーストリアの法令による給付を受ける権利を取得するためには、オーストリアが同種の社会保障に関する協定を有する第三国において保険期間を満たした者の当該保険期間についても考慮する。

第十四条 給付の額の計算

1 前条1の規定を適用することなくオーストリアの法令による給付を受ける権利が存在する場合には、オーストリアの実施機関は、当該法令により考慮される保険期間のみに基づいて給付の額を決定する。

2 前条1の規定に基づく期間の通算によつてのみオーストリアの法令による給付を受ける権利が存在する場合には、オーストリアの実施機関は、二国間の協定に基づく給付の額の計算に関する国内法に従つて給付の額を決定する。

第二章 日本国の給付に関する規定

第十五条 通算

1 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、オーストリアの法令による保険期間を考慮する。ただし、この1の規定は、死亡又は脱退を理由とする第二条2(a)に規定する日本国の年金制度の下での一時金については、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、

(a) オーストリアの法令による保険期間は、日本国の厚生年金保険の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

(b) オーストリアの法令により鉱山において常時の坑内作業に従事することによって満たした期間として認められた保険期間は、日本国の厚生年金保険における同種の作業に従事した期間として考慮する。

第十六条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（死亡を理由とする第二条2(a)に規定する日本国の年金制度の下での一時金を除く。以下この条において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がオーストリアの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり、当該要件は、満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用せずとも確立される場合には、この条の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

第十七条 給付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十五条1又は前条の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から4までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十五条1又は前条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当

該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにオーストリアの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 厚生年金保険の下での障害給付及び遺族給付（厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、これらの給付を受けるための要件が第十五条1又は前条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、厚生年金保険における保険期間及びオーストリアの法令による保険期間を合算した期間に対する当該厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十五条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額

は、当該定められた期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。

第四部 雑則

第十八条 行政上の協力

1 両締約国の権限のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。
- (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。
- (c) 自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第十九条 連絡

1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び代理人その他の関係者（居住地を問わない。）に対して、日本国については日本語により、オーストリアについてはドイツ語

により、直接連絡することができる。

- 2 この協定の実施に際し、日本国の権限のある当局及び実施機関は、オーストリアの公用語のうちの一の言語で作成されていることを理由として、また、オーストリアの権限のある当局及び実施機関は、日本語で作成されていることを理由として、申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十条 手数料及び認証

- 1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減が規定されている場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。
- 2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十一条 申請、不服申立て及び申告

- 1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は

実施機関に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告は、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出されたものとみなし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従って提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十二條 給付の支払

この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二十三條 情報の保護

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請に基づき、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができる。

3 1及び2の規定に従って行われる情報の伝達に関し、個人に関する情報は、両締約国の法律及び規則並びに次の規定により保護される。

(a) 受領側の権限のある当局又は実施機関は、伝達された個人に関する情報をこの協定を実施する目的のためにのみ使用する。ただし、受領国の法律及び規則が刑事法上の法益の保護、課税等の特定の目的のためにこの協定の実施以外の目的で当該情報を使用することを義務付けている場合は、この限りでない。

(b) 個々の事案において、受領側の権限のある当局又は実施機関は、伝達側の権限のある当局又は実施機関の要請に基づき、伝達された個人に関する情報の使用及び当該使用により得られた結果について伝達側の権限のある当局又は実施機関に通報する。

- (c) 伝達側の権限のある当局又は実施機関は、伝達される情報が正確であること及び伝達の目的に照らして必要な範囲に限定されていることを確保する。誤った情報又は伝達国の法律及び規則に合致しない情報が伝達されたことが明らかになった場合には、伝達側の権限のある当局又は実施機関は、受領側の権限のある当局又は実施機関に対し直ちにこの事実を通報する。この場合には、受領側の権限のある当局又は実施機関は、直ちにこれらの情報を訂正し、又は廃棄する。
- (d) 伝達側の権限のある当局又は実施機関及び受領側の権限のある当局又は実施機関は、本人の請求に基づき、伝達された当該本人に関する情報の内容、当該情報の使用の目的、法的根拠及び期間並びに当該情報の受領者を当該本人に通報する。
- (e) 本人の請求があった場合には、
 - (i) 受領側の権限のある当局又は実施機関は、受領国の法律及び規則に従い、不法に取り扱われた情報の使用を停止し、又は当該情報を廃棄し、伝達側の権限のある当局又は実施機関に対し直ちに当該情報の使用の停止又は廃棄を通報する。
 - (ii) 伝達側の権限のある当局又は実施機関は、自らが取り扱った不正確な情報を訂正し、受領側の権限

のある当局又は実施機関に対し直ちにその訂正を通報する。

(f) 一方の締約国は、情報の保護に関する個人の権利が侵害された場合において、当該個人が当該一方の締約国の独立しており、かつ、公平である裁判所に有効な苦情の申立てを行う権利を有すること並びに当該個人が効果的な救済措置及び適当な場合には補償を求める機会を与えられることを確保する。

(g) 伝達された個人に関する情報は、伝達された目的のために必要とされなくなった場合には、受領側の権限のある当局又は実施機関により、受領国の関連する法律及び規則に従って廃棄される。

(h) 伝達側の権限のある当局又は実施機関及び受領側の権限のある当局又は実施機関は、個人に関する情報の伝達及び受領の理由、内容及び日付を記録する。

(i) 伝達側の権限のある当局又は実施機関及び受領側の権限のある当局又は実施機関は、個人に関する情報を、特に、滅失並びに許可されていないアクセス、変更及び開示から効果的に保護する。

第二十四条 意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国の関係当局間の協議により解決する。

第二十五条 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五部 経過規定及び最終規定

第二十六条 経過規定

- 1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。
- 2 この協定の実施に当たっては、この協定により給付を受ける権利を確立するために、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実を考慮する。
- 3 この協定は、その効力発生前に一時金の支払又は保険料の還付により解決された権利については、適用しない。
- 4 この協定の効力発生前に行われた決定（給付を受ける権利を認めないことを含む。）は、5から7までの規定に従うことを条件として、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。
- 5 オーストリアについては、この協定のみによって支払うべき給付の額は、受給者の申請に基づき、この

協定の効力発生の日以降に決定する。当該申請がこの協定の効力発生から二年以内に提出された場合には、当該給付は、効力発生の日以降について支払う。その他の場合には、オーストリアの法令により決定された日以降について支払う。

6 オーストリアについては、この協定の効力発生前に決定された給付の額は、見直しを新たに行わない。

7 日本国については、この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

8 第七条1の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前に同条1に規定する派遣を開始した者については、当該派遣の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

第二十七条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十八条 有効期間及び終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書

面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従って終了する場合には、終了の日の前に給付の申請を提出し、かつ、当該給付を受ける権利の取得のための要件を満たす者がこの協定に基づいて取得した当該給付を受ける権利及び当該給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十四年一月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

上川陽子

オーストリア共和国のために

E・ベルタニョーリ